

**これからの専修学校教育の振興のあり方について
(報告案)**

平成 29 年 3 月

これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議

はじめに

- 専修学校は、昭和 50 年（1975 年）7 月の学校教育法の改正により制度化され、以来 40 年にわたり、柔軟な制度特性を生かしながら、産業構造の変化や各地域のニーズ等に柔軟に対応してきた。
- 専門学校への進学者は、リーマンショック後の平成 22 年（2010 年）から増加に転じたが、この背景としては、専修学校は就職率が高い点にあることが考えられる。このことは、専修学校の特色であり、その強みは今後とも生かしていくことが必要である。
- また、中央教育審議会において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けた議論が進められ、平成 28 年（2016 年）5 月に答申が行われた。この制度化により、学校教育体系における職業教育の位置づけがより明確となり、職業教育に対する社会からの評価が高まることが期待される。
- 専修学校は、このような中にあって、これまでの実績を踏まえつつ、また、産業・労働環境が大きく変化し続ける中、職業教育におけるその役割を一層果たしていくことが、これまでに増して重要である。
- 本検討会議は、このような時代の流れを踏まえた、これから専修学校教育の振興策の在り方について、平成 28 年 5 月以降、有識者ヒアリングや地方開催も含め、計 10 回にわたり検討を進めてきた。
- 本報告は、これまでの検討結果を取りまとめたものであり、各施策を体系的に進めていく観点から、からの専修学校教育の振興策の基本的方向性及び具体的施策について整理したものである。これを参考に、専修学校をはじめ幅広い関係者・団体等による議論を深めるとともに、国や所轄庁たる都道府県における専修学校教育の振興に向けた支援等を要請したい。

1. 基本的方向性

(1) 専修学校について

【専修学校制度の概要】

- 学校教育法において、同法第1条に定める学校（以下、単に「一条校」という。）のほかに、専修学校及び各種学校が定められている。
- このうち、各種学校は、多様な分野において、学校教育に類する教育を行う教育施設であるが、積極的な目的や入学資格等についての法令上の明確な定めがなく、様々な規模のものが混在している（学校教育法第134条）。各種学校は、地域に根ざした特色ある教育を展開¹しているものであり、生涯学習社会の実現において、その重要な一翼を担っている。
- 専修学校は、従来の各種学校のうち、一定の水準、規模のものを対象とすることにより、その教育の振興を図るため制度化されたものであり、その目的は「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」と定められている（学校教育法第124条）。また、入学資格の別により、専門課程（専門学校）、高等課程（高等専修学校）、一般課程²の三つの課程に区分されている。さらに、入学資格の定めや、「専門士」「高度専門士」の称号の付与を行うとともに、一条校への編入学資格や単位互換を可能とするなど、他の学校種・学校段階との接続がなされ、全国各地域において、学校教育法の体系に位置づけられた職業教育機関としての重要な役割を果たしている。

【専門学校の特徴】

- 専門学校は、高等学校卒業者に対して高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程として位置づけられる。平成28年5月現在、学校数は約2,800校、生徒数は約59万人を数え、高等学校卒業生の約2割が進学している。専門学校は、比較的短期間の学修により、実社会にてすぐに役立つ技能・資格等を身につけさせるとともに、国内外で活躍する職業人を多数輩出してきており、卒業後の地元就職率も高く、特に地方創生を本格的に進めていく段階にあって、地域の中核的な人材養成機関としての役割・位置づけは、一層その重要性を増している。

¹ 各種学校は、自動車操縦、外国人学校、予備校、看護・准看護、経理・簿記、和洋裁、料理、音楽、外国語などが多い。

² 三つの課程の中で、一般課程のみ入学資格の定めがない。一般課程については、受験・補習（文化・教養関係）分野が全体の約85%を占めている。

- 高校生は、専門学校への進学決定において、「専門分野を深く学べる場」としての意義を重視する傾向にある。また、専門学校卒業時に満足しているポイントとして、「目指す資格が取得できる」ということの他に、「先生と生徒の距離が近い」と感じている学生が多い。あわせて、専門学校生は、他の学校種の学生と比べて、「専門分野の知識・技術を理解・習得する力」とともに、「専門分野の知識・技術を実際に活かせる力」が学校で身についたと感じている割合が高い³。
- あわせて、専門学校は、社会人のリカレント教育において果たす役割も大きい。専門学校の在学生の約8割は高等学校卒業生であり、高校生の重要な進学先としての役割を果たしているとともに、約2割はそれ以外の者（大学・短期大学や他の専門学校卒等）であり、私立専門学校における社会人の在学生数は、実に約6万4千人を数える⁴。また、都道府県等からの委託を受けて1年ないし1年未満の短期間の公的職業訓練を実施する専門学校も多く、離職者や求職者の教育訓練ニーズにも応えている。

【高等専修学校の特徴】

- 高等専修学校は、中学校卒業者に対して、中学校教育の基礎の上に心身の発達に応じて教育を行う課程として位置づけられるものであり、平成28年5月現在、学校数は約420校、生徒数は約4万人である。学校数は平成21年には500校を割り込み、漸減傾向にある。高等専修学校は、不登校経験者や高校中退者、高校既卒者等の受入れが進んでおり⁵、発達障害のある生徒や経済的に困窮している世帯の生徒⁶も含め、生徒の興味・関心や将来の進路希望等に応じて、職業教育を基軸にしながら、選択幅の広い柔軟なカリキュラム編成・教育機会の提供を実現している。
- 高等専修学校が行っている主な教育内容としては、国家資格取得を目指すもの（准看護・調理・理美容等）、国家資格取得を目指すものではないが、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能等を育成することを目

³ リクルート進学センサス2013・リクルート進学総研「卒業時満足度調査2015」

⁴ 平成26年度私立高等学校等実態調査

⁵ 高等専修学校に在籍する生徒のうち、中学校時代に不登校を経験していた生徒（不登校経験者）、高等学校中退者（高校中退者）、及び高等学校卒業後に就職し、または上級校に進学しなかった者（高校既卒者）は、全体の24.1%を占める（全国高等専修学校協会制度改善研究委員会「平成28年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査報告書」（調査対象：全国高等学校専修協会会員校200校。以下同じ。）

⁶ 平成28年度の高等学校就学支援金の支給状況（生徒の割合）について、生活保護世帯（2.5倍加算）は24.6%、生活保護世帯に準じる世帯（2倍加算）は13.2%、年収350～590万円未満（1.5倍加算）は24.3%となっている。（同上「平成28年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査報告書」）また、発達障害のある生徒（「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒）と、発達障害があるとの診断書はないが、発達障害ではないかと思われ、何らかの支援（教育上の配慮等）を行っている生徒を合わせると、12.9%を占める（同上「平成28年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査報告書」）。

指すもの（ファッション・ビジネス等）のほか、夢を追いかける生徒向けのもの（タレント養成・音楽等）といった特色がみられる。高等専修学校は、職業にも直結した教育を行うとともに、そのような実学等を通じて、生徒がより意欲をもって学べる場となっている。高等学校等には馴染めないような、様々な事情等を抱えた生徒についても、高等専修学校における学びを通じ、その社会的・職業的自立にもつなげており、その意味において高等専修学校は、後期中等教育段階における生徒の学びを充実したものとしている。

（2）専修学校教育振興策の骨太方針

【専修学校に求められる役割・機能】

（職業教育の必要性と課題）

- 産業の高度化やグローバル化の進展の中で、職業はより専門分化し、職業人として専門的な知識・技能が一層求められるようになっている。更に、「第四次産業革命」ともいわれ人工知能の発達やインターネットの爆発的普及・活用等が進む中で、単なる知識は急速に陳腐化し、高付加価値的な職業に対するニーズが増加するとともに、企業もその雇用流動化の様相が強まっている。少子・高齢化の先進国でもあり、生産年齢人口の減少が確実視されている我が国においては、特に地方では地域経済の縮小や人手不足の問題としても顕在化しつつあるところであり、このような産業構造の変化や就業構造の変化にも対応し、地域産業を担い、実践的に活躍し、あるいは我が国の産業を牽引していく人材を各分野において養成していくこと、そして、そのための職業教育を充実していくことは、ますます重要なものと考えられる。
- このような中にあって、専修学校はこれまでも、多様な分野において、産業界等のニーズに即応し職業に直結する教育を行い、各地域で活躍するプロフェッショナル人材を養成してきた。しかし他方において、職業教育に対する我が国の社会全体の認識が不足しているという課題がみられる。戦前の学制以来、我が国の学校観には、どの学校に入学することができたかに着目する「入試至上主義」ともいべき状況が見られ、入学して何を学んだかよりも、どこに入学することができたかが重視される傾向にあったとの指摘がある。さらに、長期雇用継続の中で企業内教育が重視されてきた雇用環境も背景として、人生前半期の限られた期間の中でどこの学校に入学することができたかが重視されることで、いわば人生で一度きりの短い在学期間の中で、将来の様々な可能性を見据えて特定の分野に限られずどこでも通用する普遍的な知識を修得することがより重視される傾向にあったと考えられる。学習の目的意識を十分持ちながら、誰もが個性や適性を伸ばし、社会的・職業的自立を果たしていくために最適な進路選択を実現できる流れが構築されることが望まれる。

(専修学校が担う人材養成機能)

- そこで、職業教育に対する意識への対応も視野に入れつつ、また、我が国産業全体の生産性と競争力を高めていくために、「実践的な職業教育に最適化した高等教育機関」の制度化を進め、我が国の高等教育体系における職業教育の位置づけを明確にしていくことが目指されている⁷。この新たな高等教育機関については、専門性の高さを活かして、特に企業等の現場における改善・改革を牽引していく層を養成していくことに主な重点が置かれている。他方で、引き続き多様な産業分野において、各地域で実践的に活躍する専門職業人の養成が重要であり、専修学校は、職業能力の育成等に特化した実学の学校として、新たな高等教育機関とともに、専門職業人の養成を進めていくことが期待される。
- これまで専修学校は、制度創設以来 40 年間にわたり、高等学校等の新卒者から社会人等に至るまで、時代のニーズに即応した専門的で実践的な学習機会を求める人々の学びの場として、重要な役割を果たしてきた。これを可能としているのは、専修学校が、社会情勢やニーズに応じて教育内容等を迅速に柔軟に変えていくことができるよう設計された自由度の高さであると考えられ、このような専修学校の制度的特色・強みを維持しながら、専修学校における職業人材の養成機能を強化・充実していくことが今後とも求められる。

(質保証の重要性)

- 専修学校は、制度的自由度の高さの裏面として、質保証の面で課題があるとの指摘もされている。これは、設置基準等の水準が大学等に比べて緩やかであることや、認証評価が義務化されていないこと、また、都道府県知事等が所轄庁であり、規制等の在り方については各自治体による裁量の余地が大きいこと等が指摘の背景にあると考えられるが、制度的な柔軟性の高さを強みとする専修学校における質保証を考える際には、法令遵守と併せて、教育内容の質保証に着目することが適切と考えられる。今日、教育機関で学ぶ意義は、入口ではなく、卒業・修了の時点までに何を学び、何ができるようになるのか、即ち、学修成果（ラーニングアウトカムズ）の評価がより問われるようになってきた。このような状況を踏まえ、職業に直結する教育を行ってきた専修学校は、その実績を今後とも着実に積み重ねていくとともに、今後、教育の質保証・向上に向けた不断の取組を進めていくことが重要である。

⁷ 中央教育審議会「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」（平成 28 年 5 月 30 日答申）

(学びのセーフティネットとしての役割・機能)

- また、社会の変化にも対応し、学習ニーズが多様化する中、教育機関における学習機会の保障は重要な課題である。この点、専修学校については、高等学校や中学校等の新卒者を多く受け入れるとともに⁸、既卒者が職業に必要な能力を身に付けるために再入学したり、大学等の現役学生が資格取得等を目指し、いわゆる「ダブルスクール」で学んだりしている状況もある。他方で、経済的に厳しい家庭の生徒・学生等も多く在学している現状があり、様々なバックグラウンドの者が専修学校における学びを通じて、知識・技能及び自信を身に付け、それぞれの社会的・職業的自立の実現につなげている。専修学校はこのように、あらゆる層の国民の学びの場として重要な役割を果たしており、一億総活躍社会の実現の観点からも、学び直しの場としての機能も含め、多様な学習ニーズに応え、多様な職業の選択肢を提供する学びのセーフティネットとしての役割を果たしていくことも引き続き重要である。

(専修学校教育の振興の必要性)

- 専修学校は、技術・技能を伝習する養成施設であるばかりではなく、学校教育法上に根拠を持つ教育機関であるという特徴を有している。卒業後に社会で活躍していく上で、十分な専門的知識とともに、主体性・協調性、コミュニケーション能力や社会性などの人間性を育み、個人として自立し社会に生きる人間を育てることが重要となる。その点において専修学校は、まさに「人格の完成」を目指した全人格的な教育を行うことを目的とする教育基本法の体系下に位置づけられた正規の教育機関としての役割を果たしてきたものである。
- これからの時代、人生の前半期はもとより、後半期も通じて何度も、仕事と交互に、あるいは仕事と並行しながら学校で学び、その成果を社会で活用していくことが当たり前の時代となるであろう。社会の変化が激しくなり、また「人」ならではの付加価値が求められるようになる中にあって、このように臨機応変に最新の専門的・実践的な教育を提供していくことができる特色を持ち、時代が求める専門職の養成を先導的に行うと同時に、学校教育法に基づく制度的に安定した教育機関として、職業実践的な教育を通じ、職業人としての教育や人間性の涵養のための教育を行う専修学校の重要性は、ますます増していくであろう。時代に先駆ける存在として、今後ともこのような専修学校制度の特質を維持しつつ、生涯学習社会の実現に向け、多様性に富んだ教育の一層の向上を支援することが求められる。

⁸ 高等学校卒業後の専門学校への進学については、普通科のみならず専門学科からの進学も一定数みられ、特に、高等学校の農業、家庭及び福祉の各専門学科からの専門学校への進学率（それぞれ24.2%、29.3%、26.3%）は、大学等への進学率（それぞれ13.6%、25.8%、19.5%）に比べて高い。
(平成28年度学校基本統計)

【振興の三つの柱と二つの横断的視点】

- 以上のとおり、専修学校に求められる役割・機能を踏まえると、専修学校教育の振興策については、大きく、「人材養成（専修学校教育の人材養成機能の向上）」、「質保証・向上（専修学校教育の質保証・向上）」、「学習環境（学びのセーフティネットの保障）」の三つを柱として捉えることが適当である。
- 特に、前述のとおり専修学校が柔軟な制度設計であるという良さを發揮しつつ、同時に、生徒や社会に対して適切に説明責任を果たしていくことを担保する上で、質の保証・向上を図ることが重要である。これからの専修学校教育の振興策については、質保証・向上の視点を中心にして、三本の柱を軸として相互に関連付けながら様々な具体的な施策を打ち出していくことが重要である。
- その際、専修学校全体としては学校数も多く規模も様々であることから、全体の底上げと可視化を推進するとともに、先進的な取組を進める専修学校を支援することが必要である。このため、専修学校教育の振興策については、「人材養成」「質保証・向上」及び「学習環境」の三つの柱を基軸としつつ、横断的な視点として、専修学校教育全体のレベルアップ・地位向上を応援する「特色化・魅力化支援」、及び、より優れた専修学校の取組を応援する「高度化・改革支援」の二つの段階を意識して支援を進めることにより、社会から期待される役割を適切に果たしながら改善・向上に取り組む学校を応援する方向性を基本とすることが適当である。

＜特色化・魅力化支援（プロジェクトA）＞

「特色化・魅力化支援」については、このことを通じて、専修学校が社会からの期待に応え、その教育が適切に評価されている状態を目指すものであり、以下の方向性のもとで、具体的な施策を展開するものとする。

[施策の方向性]

- ① 専修学校が社会から期待されている人材養成機能を効果的に果たすことができる環境づくりを推進する。
- ② それぞれの専修学校が法令で定められる役割を適切に果たすとともに、取組の発信を進める。
- ③ 専修学校全体についての理解・認知度向上を進める。
- ④ 専修学校生が安全・安心・快適な学校生活を送るための環境整備を推進する。

＜高度化・改革支援（プロジェクトS）＞

「高度化・改革支援」については、このことを通じて、専修学校の優れた取組を通じて、専修学校に対する評価が更に高まっている状態を目指すものであり、以下の方向性のもとで、具体的な施策を開拓するものとする。

〔施策の方向性〕

- ① 専修学校が社会から期待されている人材養成機能の向上に係る積極果敢な取組を推進する。
- ② それぞれの専修学校における教育活動の継続的な充実・改善を推進する。
- ③ それぞれの専修学校における教育活動についての客観的な評価と適切な対外発信を推進する。

【重点ターゲット】

- 三つの柱の下で「特色化・魅力化支援」及び「高度化・改革支援」として位置づけられる具体的な施策については、上記の施策の方向性のもとで効果的に進めていくため、重点ターゲットを明確にし、それらと関連づけながら展開するものとする。

ここで設定する重点ターゲットは、当面のものとして、以下のとおりとする。ただし、今後、専修学校に期待される役割の変化や、各学校における特徴的な取組等も踏まえ、必要に応じて、追加・修正等を行っていくことも適切と考えられる。また、具体的な施策については、これらの重点ターゲットのもとで、今後、見直し・充実を図っていくべきである。

〔重点ターゲット〕

- ・地域の人づくり（地域人材の養成機能向上）
- ・実践的な産学連携教育（より優れた産学連携取組の実践と提示）
- ・社会人受入れ（社会人等学び直し機関としての機能の向上）
- ・グローバル化（専修学校教育の国際通用性の実現への寄与）
- ・積極的な質向上（これから時代に即応した専修学校教育の展開）
- ・魅力発信（専修学校の価値等の的確な発信）
- ・教育体制充実（コンプライアンス履行と教職員の資質能力向上）
- ・修学支援（学習機会の保障）
- ・基盤整備（学習環境の整備）

2. 具体的施策

(1) 専修学校教育の人材養成機能の向上について (人材養成)

<特色化・魅力化支援（プロジェクトA）>

【地域の人づくり】

① 組織的・自立的な教育活動展開のための産学官連携の体制づくり

専修学校において、産業界・社会が求める有為な人材を養成する機能を向上・強化していくため、産学官による組織的・自立的かつ持続可能な連携体制づくりに向けた支援が必要。

② 他の教育機関や社会との接続の円滑化

地域における産学官の組織的・自立的な連携等を通じて、地域の職業教育機関としての専修学校の役割を適切に果たしていくことが重要。

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

【実践的な産学連携教育】

③ 産学連携による教育手法の確立

専修学校と企業等が連携しつつ学習と実践を組み合わせて行う教育手法の確立に向けたガイドラインの作成を、多様な分野の特色を踏まえて進めが必要。

【社会人受入れ】

④ 社会人の学び直し促進の具体的展開

専門学校による短期プログラムの実践は、社会人の学び直し機関としての役割が大きい。学び直し機会の創出に向けた支援とともに、専門学校による社会人等向け短期プログラムを文部科学大臣が認定する制度の創設が重要。

⑤ 社会人の学び直しのための企業等による支援

雇用環境、企業に対する奨励金等、社会人の学び直し促進に向けた企業支援の広がりも求められる。また、専門実践教育訓練給付金が専門学校において一層活用されるよう更なる検討が必要。

【グローバル化】

⑥ 総合的な留学生施策

グローバル化に対応した人材養成のため、現地の日本語教育機関等と連携しながら、専門学校における留学生受入れに関する質的・量的充実に向けた方策を打ち出すことが必要。なお、卒業後、日本国内の企業等で一定期間就労し実践することの教育的意義について、今後検討を深めていくことが有益。

⑦ 職業教育の国際通用性の確保

専修学校における学修成果の明確化等の取組の推進を通じ、日本の職業教育の国際通用性を確保していくことが必要。

＜特色化・魅力化支援（プロジェクトA）＞

【地域の人づくり】

① 組織的・自立的な教育活動展開のための产学官連携の体制づくり

- 専修学校は、変化し続ける社会・経済の下で、個別企業では対応できない分野・内容について、体系的な学びを提供する場としての役割も大きい。
- また、専修学校の職業教育分野としては8分野（工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養）で展開されているが、各専修学校においては、各分野の特性を踏まえて、より細分化した形できめ細やかに教育活動を展開しているとともに、分野間の連携の視点も必要である。そこから新たな専修学校における教育機会の可能性も生まれる。
- 実践性が求められる教育ほど、労働力需要との接続が不可欠である。この点で、職業実践専門課程のように、プログラム策定の段階から企業など労働力需要側の意見を取り入れる取組は重要である。
- そのような产学連携の取組を一層推し進めていくに際し、職業教育機関として重要な役割を果たしている専修学校について、地域における人材養成のプラットフォームとして位置づけることが必要である。さらに、地元企業や業界団体との交流のみならず、専修学校が全国の同分野の学校や大手企業や団体、行政機関等と連携組織の形成を図ることを通じ、それぞれの分野の専門性に着目し、分野特性やニーズを踏まえた教育内容の改善充実を継続的に進めていくことが重要である。
- 教育内容の改善充実を進めていく際には、例えば、社会・産業界の人材需要やキャリアパスを的確に反映すると同時に、カリキュラム、一科目・一講座全体の指導計画（シラバス）及び一授業ごとの指導計画（一コマ単位のシラバス）の標準体系を検討し、同一分野の専修学校間で共有することができれば、専修学校における専門実践的な職業教育の推進という点において大いに寄与すると言える。
- そのような取組を推進する土台として、产学連携体制の構築は極めて重要である。特定の専修学校と特定の企業による個別の連携とともに、社会・産業界のニーズを的確に捉えた学びをそれぞれの専修学校が提供することを可能とするための、产学官による組織的で自立的に持続可能な連携体制づくりに向けた国の支援が求められる。

② 他の教育機関や社会との接続の円滑化

- 専修学校においては、それぞれの地域において、地元企業や施設、行政機関等との連携のもとで、地域で必要とされるプロジェクトに専修学校生が参画したり、企業等連携によりカリキュラムを編成することなど、専修学校の教育資源を活かした教育実践や、地域貢献を行っている。また、各地域においては、専修学校関係団体が主導して、高等学校等への専修学校の情報や魅力等の発信を積極的に進め、あわせて、専修学校生を対象とした合同企業説明会を開催する取組等の展開も進められているところである。これらの取組は、ニーズを踏まえた柔軟なカリキュラム編成等を通じて地域社会に有為な人材を輩出する専修学校の役割を再確認し、発信するものであり、引き続き重要である。
- 更に今後は、特に、地方創生の実現においては地方自治体の果たす役割が大きいことに留意しつつ、各地域における組織的・自立的な教育活動展開のための産学官の連携体制のもと、各地域において求められる人材像の特定や、そのニーズを踏まえた教育の実践・改善を継続的に進める中で、専修学校と地域社会との接続を更に円滑なものとしていくとともに、地域等との個々の連携取組については、単発の取組としてではなく、継続的な取組としていくための工夫（客観性のある定量的な評価の導入検討等）も、産学官の連携体制のもとで具体的に検討が進められることが望まれる。
- また、専修学校については、これまで、前述のとおり、一定の要件を満たす高等専修学校の課程修了者への大学入学資格付与（昭和 60 年）や、専門学校修了者への大学編入学資格の付与（平成 10 年）及び大学院入学資格の付与（平成 17 年）など、大学・大学院との接続のための制度的整備が行われてきた。あわせて、他の学校における学修の単位認定制度の拡大のほか、単位制・通信制の制度化（平成 24 年）も進められてきた。また、専門学校修了者については、一定の要件のもと、「専門士」（平成 7 年）や「高度専門士」（平成 17 年）の称号付与も認められている。
- 今後は、専修学校が、これらの制度を更に有効に活用し、他の教育機関や社会との接続の円滑化を図ることを通じて、地域の職業教育機関としての専修学校の役割を適切に果たしていくことが求められるとともに、修業年限 4 年以上等の専門課程の修了者に付与される「高度専門士」については、その教育実態等について調査を行い、その意義を確認していくことも有益と考えられる。

＜高度化・改革支援（プロジェクトS）＞

【実践的な産学連携教育】

③ 産学連携による教育手法の確立

- 我が国の中堅・若手人材育成には、特に職業教育の分野では、いわゆるデュアル教育の積極的な構築も重要となるが、デュアル教育の定着のためには、企業・学校・学生それぞれのメリットや役割の明確化が必要である。企業にとってはより実践に即した良質な労働力や人材を確保できることが、学生にとっては、理論と実践を実地に即して学ぶことで自己啓発と理論の理解が進み、実践力が身につくことが、学校にとっては企業と連携することで新しい実学やアクティブ・ラーニングの視点からの学びの改善などを含めた教育効果の高い教育の実現が、それぞれメリットとして考えられる。また、学んだことが実践で役立ち、評価される体制が必要であり、緊密な産学連携体制の下、単位として認定したり、業界の認定制度や、認定により報酬や評価に結び付くことが重要となる。
- 産業界のニーズを踏まえた専門人材養成機能を強化するため、このようなデュアル教育等の企業内実習の在り方も含め、専修学校と企業等が連携しつつ学習と実践を組み合わせて行う教育手法の確立に向けたガイドラインの作成を、多様な分野のそれぞれの特色を踏まえながら、進めていく必要がある。企業から持ち込まれたプロジェクト・課題を学校内で取り組むような実践（企業からの講師派遣のみならず、学生自身が企業から与えられた課題に取り組み、成果を企業に返すような産学連携教育の実践）も含め、産学連携による教育により、修了後に専門職業人として実践力を発揮していくために重要な基礎となる体系的知識等の修得も可能となるような、効果的な教育実践が進められることを期待したい。

【社会人受入れ】

④ 社会人学び直し促進の具体的展開

- 我が国が、世界に先駆けて本格的な人口減少社会に突入し、社会が大幅に、かつ頻繁に変動するこれからの時代に、産業界における生産性をいかに向上させ、かつそのために必要な人材の高度化、日本人一人一人のスキル向上をいかに実効的に進めていくかが改めて重要となるが、企業内での訓練には限界がある。社会人が学び直しにより、入職後の様々な段階で変化に対応する能力を高めていくかが大切である。こうした要請に応えていくためには、産業界に近く実践的な教育を行っている教育機関が、個別の企業等では対応できない分野・内容について、体系的なプログラムで学ぶ機会を提供し

ていくことが重要であり、そのような社会の動き・ニーズに対する柔軟な対応が容易な専修学校は、今後益々、その役割を担うことが期待される。地域における職業教育機関として、専修学校における学び直しは、地域産業の振興に寄与し、地方創生の推進にもつながるものである。

- 厚生労働省「能力開発基本調査」によれば、企業規模でいえば比較的小規模（30～49人）の企業に属している者の方が、また正社員であれば年齢層が若い方（20代）が、専修学校・各種学校において学ぶ割合が高い。また、労働政策研究・研修機構の分析によれば、34歳以下の若年労働者の8割以上が能力開発の必要性を認識している。さらに、職業能力習得・向上の必要性を最も強く感じているのは実は生え抜きの正社員⁹であり、非正規社員から正社員を目指す等のキャリアチェンジ対応の学び直しだけでなく、このような、学びたいという人が多い正社員定着層を対象にした学びの機会の提供も大切である。
- 能力開発が必要と考える者の約7割が自己啓発によって¹⁰高めることを希望しており、そのうち15.8%は専修学校・各種学校での学びを希望している（この他にも通信教育（30.8%）等による学びにおいて、専修学校・各種学校を活用するケースも想定されうる）¹¹。特に専門学校は、社会人が一旦会社に入った後に実践的な学びを深めていく機会を社会や企業のニーズに応じて柔軟に提供することができる場として、大学等と比べても、学び直し機関としての役割・可能性が大きい。専門学校における社会人の学び直しの推進策を具体的に講じるべきであり、特に、専門学校の附帯事業は、様々なニーズの主たる受け皿として期待されるものである。
- 社会人は、実務経験の量も質も、キャリアプランも、多様である。若い世代ほど、キャリアプランを描けないといった傾向もある。そのような社会人の学び直しに対して、専門学校の短期型教育プログラムを現在以上に活用しようとする場合、講座体系の開発・運用に関して従来の「短期型」にはない大胆な取組が必要である。すなわち、社会人のキャリアアップやキャリア転換にも対応しうる講座の提供や、在職者の仕事や育児等の家庭生活との両立をいかに容易にするかの工夫、さらには、一億総活躍社会の実現に向けて、無業者、専業主婦、退職者などの学び直しへの対応も考える必要があり、夜間学科やe-ラーニング講座をどのように進化・展開させるかも重要な課題である。様々な工夫を行う専門学校について、社会人の学び直しを推進する国としてその工夫を支援することで、学び直しの取組は大きく進展する。

⁹ 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2016）『若年者のキャリアと企業による雇用管理の現状：「平成25年若年者実態調査」より』資料シリーズNo.171

¹⁰ 自己啓発と会社が行う教育訓練との両方を行いたいとする者を含む。

¹¹ 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2016）『若年者のキャリアと企業による雇用管理の現状：「平成25年若年者実態調査」より』資料シリーズNo.171

- さらに、求められる能力の高度化、多様化が進む中で、企業外での学びに対する企業の考え方も変化しており、企業内ではなく、専修学校等における受講を「業務命令」または「会社として支援」している企業も、一定割合で存在するようになってきている¹²。また、8割以上の若年労働者は、能力開発の必要性を認識しているが、企業によるOJT、Off-JTを経験している者ほど、能力開発の必要性の認識が高く、また、実際に能力開発を行っており¹³、このことから、企業主導の能力開発は、「何を学んだらいいのか」という若年者に多い戸惑いに対して、方向性を与えている可能性が推測される。
- 専修学校は、このような動きに応え、学びの機会を積極的に提供していくことが期待されており、特に企業等からみて教育訓練ニーズが高い在職者を対象にしたコース等の継続教育の充実が求められる。すなわち、上述のとおり、従業員の能力開発の必要性を認識する企業等との連携を深め、分野・職種等ごとの全国レベルの产学連携体制（専修学校、企業、業界団体、行政機関等によるネットワーク）を構築し、この枠組の下で、実際の学び直しニーズと専修学校とのつながりを深めていくことが必要である。企業・産業界の具体的な能力開発ニーズを、それぞれの専修学校が持つ資源と結びつけながら、企業等にとっても魅力あるカリキュラムとして開発し、社会人向けの短期型の講座を実際に開設・展開していくこと、及び、それらの個々の取組・工夫を共有していくことを通じながら、社会人の学び直し促進に向けた好循環を導き出す成功モデルを築いていくことが求められる。
- 他方、短期型の講座は、個々のプログラム内容は限定的なものにならざるをえないが、上述のとおり、受講する社会人は、実務経験の質・量、専門知識の習得度、自己のキャリアに対する自覚的な意識の高低等に個人差がある。この両方の問題を解決する手段として、専修学校が、多様性や発展性に富んだ講座体系を提供することや、どのような学習がどの専修学校で可能なのか、各分野における学び直し講座の開設状況、及び講座群の全体像とキャリアパス・各職域との関係を把握できるようにすることが望まれる。社会人が、それぞれの実務経験・専門知識のレベルに合わせた講座内容や受講可能な専門学校を容易に見つけられるよう、学び直し講座に関するポータルサイト等により、講座情報に簡単にアクセスできるようにすることも学び直し促進の点から効果的である。その際、単に、社会人が目的に合った講座を容易に検索できるというだけではなく、特定の職域に属する（あるいは隣接する複数の職域にも対応した）一連の講座群を可視化するものとして、社会人のキャリアに対する自覚的な意識を触発したり、キャリアプラン形成を支援できることに配慮して構築されることも重要である。

¹² 労働政策研究・研修機構調査（JILPT）（2015）『企業における資格・検定等の活用、大学・大学院等の受講支援に関する調査』資料シリーズNo.142によれば、22.7%（393社）の企業が、専修学校等の外部教育機関での受講について、「業務命令」または「会社として支援」している。

¹³ 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2016）『若年者のキャリアと企業による雇用管理の現状：「平成25年若年者実態調査」より』資料シリーズNo.171

- あわせて、専門学校における社会人の状況等については、企業等からの観点のみならず、専門学校の視点・立場からみた実態把握（所属企業の規模や年齢・雇用形態等の属性、所属企業による学び直し支援の有無・内容、学び直し分野等）も進められることにより、学び直しの一層の促進に貢献する面が大きいと考えられる。
- 以上のとおり、専修学校、とりわけ専門学校は、社会人等の学び直しの機関としての役割を強化していくことが期待される。こうしたことも踏まえ、社会人等向け学び直しプログラムの充実・活用の促進や、社会人等が学びやすい講座開設形態の工夫、さらには、短期の学修も含め、学修成果についての学校による証明書の発行や単位等の積み上げによる履修認定など、社会人等の学び直しを促進する環境整備を進めることが必要である。そのような専門学校による取組を一層促進する観点から、専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなるところであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

⑤ 社会人の学び直しのための企業による支援等

- 日本で社会人の学び直しが進まない要因の一つとして、いわゆるワーク・ライフ・バランスの確保などの課題があると考えられる。平成 26 年度間の自己啓発実施率は、正社員 42.7%、正社員以外 16.1% であり、時間（仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない・女性では家事・育児が忙しくて自己啓発の余裕がない者も多い）とお金（費用がかかりすぎる）が、自己啓発の主たる障害要因となっている。加えて、若年層は何を学んだらよいかわからないという傾向がある¹⁴。
- 従業員が専修学校等の外部教育機関で受講することについて、前向きに評価している企業による支援の内容としては、授業料等の受講費用の支援や、授業がある時にフレキシブルな勤務時間とするものが多く、また、受講者について、配転や異動での配慮、昇進・昇格での配慮を行っているものが多い¹⁵。

さらに、企業が、雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識・技能の習得をさせるための職業訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する厚生労働省における仕組みもある（キャリア形成促進助成金）。このような個人の学習支援についての企業

¹⁴ 厚生労働省『能力開発基本調査』

¹⁵ 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2015）『企業における資格・検定等の活用、大学・大学院等の受講支援に関する調査』調査シリーズ No. 142

側のメリットの可視化を図る等の工夫により、より多くの企業が学び直し促進の方向性を打ち出し、実施するような環境を整えることも必要である。

- また、社会人の学び直しにおいて重要な意義を有する専門実践教育訓練給付金について、職業実践専門課程は、指定を受けることにより給付対象の講座となることができる。既に指定を受ける職業実践専門課程も増加してきているところであるが¹⁶、社会人への更なる効果的な周知の在り方や、また、専門学校側において、より魅力のある講座を提供する工夫に取り組むことなど、一層の活用に向けて更なる検討が求められる。
- なお、社会人の学び直しに関しては、e ラーニングについて、例えば、介護福祉士の養成課程については、厚生労働省の基準により通信課程が認められていないことにより、社会人の学び直しの拡大について壁となっているといった課題の指摘もある¹⁷。

【グローバル化】

⑥ 総合的な留学生施策

- 専門学校における留学生は近年、急増しており、平成 27 年 5 月現在で約 3 万 9 千人が専門学校に在学している。また、中国のほか、ベトナム・ネパールといった非漢字圏からの留学生も増加しており、アジア圏の多様な国からの留学生が増加傾向にある。
- このような事態に対応し、グローバル化に対応した人材育成を専門学校で適切に進めていくためには、各学校における留学生の在籍管理が引き続き適切に行われるとともに、専門学校全体として、留学生の円滑な受入れと就職のケアも含め、質・量ともに充実した教育体制を整えておくことが急務であり、そのことも含め、専門学校における留学生受入れ促進等に関する施策を、総合的に展開していく必要がある。具体的には、優秀な留学生を確保するために、海外において、日本語教育機関等と連携しながら、日本の専修学校制度や職業教育等についての周知・発信を積極的に進めるための方策を講じること等が求められる。その方法の一つとして、日本の専修学校制度や職業教育等について、職業分野ごとに仕事内容、キャリアパス、職業教育内容、日本における就業実態、及び「技術・人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格への変更等を一括して説明する「日本職業ガイド」等の周知資料を作成し、配布することも考えられる。さらに、このような周知資料を、留学生向けポータルサイトを設置して公開することも、取組を一層効果的に進める

¹⁶ 専門実践教育訓練の指定講座としては、職業実践専門課程のカテゴリーにおいて、884 講座が指定されている（平成 29 年 4 月 1 日時点）。

¹⁷ 専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）においては、総授業数の 4 分の 3 を超えない範囲において、遠隔授業（「多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させる授業」）が認められている（専修学校設置基準第 13 条）。

手段として検討していくことが考えられる。あわせて、留学生受入れ促進のノウハウの共有等を通じた専門学校による受入れ体制の確立や、留学生に対するインターンシップの効果的な実施も含め、国内企業とのマッチング・就職支援を進めていくこと等が求められる¹⁸。

- なお、前述したように、実践性が求められる教育においては、緊密な産学連携による教育の推進が重要であり、そのことは、専修学校在学中にデュアル教育等によって推進されることはもちろん、一旦学校を卒業した後の職業経験において一層深められ、理論と実践が深く結びつき完成していくものである。外国人留学生にとっても、単に日本の学校を卒業するだけでなく、実務経験も有することは、母国において大きな強みとなろう。その観点から考えると、専修学校を卒業した外国人留学生の相当数が、実際の職業生活を経験して実践的な学業を完成させる機会を得ることができないままに日本を去らざるを得ない現状は課題である。卒業後、日本国内の企業等で一定期間就労し、実践することの教育的意義について、今後更に検討を深めていくことが有益である。

⑦ 職業教育の国際通用性の確保

- 専修学校における教育が国内外で適切に評価され、日本の職業教育に国際通用性を持たせることは重要な課題である。そのためには、職業教育を実施する専修学校について、専修学校で学ぶ学生がどのような知識・技能等を身に付けることができるのか、その学修成果を、国際的標準との関連も踏まえて明確にしていくことが求められる。今後、各分野における産学官による連携体制のもと、それぞれの分野において求められる人材像を意識しながら、専修学校において身に付けられる学修成果の明確化と共有化が図られるよう、支援を進めていくことが求められる。
- また、日本の職業教育の国際通用性を確保していく上では、海外の職業教育機関や日本の専修学校等で学んだことが、共通の枠組みの中で位置付けられることにより、国際的に担保されるようにしていくことも有益である。この点、世界各国においては、到達すべき学習のレベルに係る一群の基準にそって学位・資格等を分類する「資格枠組み」の開発が進められており、例えば、欧州連合では欧州地域の共通資格枠組み（EQF：European Qualifications Framework）が構築されている。我が国における資格枠組み等の構築については、労働者、企業の双方のニーズ、普通教育機関、職業教育訓練機関、関係省庁及び関係団体等の間の調整や合意形成が前提となるが、今後とも諸外国の状況等を注視していく必要がある。

¹⁸ これら以外の高等教育段階の外国人留学生の受入れに関する一般的な施策として、奨学金制度による経済的支援や、「留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」（平成 26 年 7 月）に基づいた、留学生の宿舎整備等の住環境支援等を進めている。

- なお、開発途上国においては、それぞれの国の経済発展を担う専門職業人の人材養成が急務となっており、特に、日本企業が積極的に海外進出を行っている国においては、日本式教育へのニーズが高い。現に、日本の専修学校や専修学校関係団体が現地において人材養成に協力している事例も見られるところであり、このような形での国際貢献も、今後更に期待される¹⁹。

¹⁹ 日本の教育の海外展開を支援する取組として、文部科学省では、平成28年度より、日本型教育の海外展開促進事業（EDU-Port ニッポン）を立ち上げており、官民協働のプラットフォームの構築等が進められている。

(2) 専修学校教育の質保証・向上について (質保証・向上)

<特色化・魅力化支援（プロジェクトA）>

【教育体制充実】

① 教職員の資質能力向上の推進

専修学校の質的底上げを図ることは重要な課題であり、その際に、専修学校の教職員の指導力向上等に向けた研修を企画・推進できる人材の養成等を通じ、研修体制の整備を支援することが必要。

【魅力発信】

② 専修学校についての積極的な情報発信

高等学校や地域の企業・行政機関等との連携を進めながら、高校生や社会人等に対し、専修学校の意義・役割を積極的に発信していくことが必要。また、専修学校の理解度・認知度の向上のためには、質を伴った教育実践が不可欠。

③ 専修学校からの発信の在り方

対象者（各ステークホルダー）を意識した効果的かつ適切な発信が必要。

④ 専修学校への進学に関する自主的なルール作りの必要性

AO入試による早期の進路決定も含めた進路指導等の在り方につき、高等学校等と専修学校の話し合いの場が持たれ、ガイドライン作成等がなされることが望ましい。

⑤ 専修学校の理解促進のための高等学校等教員研修の充実等

各都道府県等で実施する教員向けの研修等を通じ、専修学校への理解を深めることが必要。

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

【積極的な質向上】

⑥ 職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実

学校評価・情報公開の充実は、専修学校の質保証・向上における取組として、今後一層重要であり、職業実践専門課程については、教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組として位置づけることが必要。

そのため、情報公開の内容・方法等をより効果的なものとするとともに、その一環として、認定後の情報公開の根拠規定を告示に位置づけることが必要。あわせて、今後、取組内容の実質化を図っていくことが必要であり、教育課程編成委員会の効果的な運用の在り方や実効的な第三者評価の導入等について検討が必要。

＜特色化・魅力化支援（プロジェクトA）＞

【教育体制充実】

① 教職員の資質能力向上の推進

- 専修学校が社会からの一層の信頼を確保していく上で、質保証・向上の実現は、全ての専修学校に共通の課題であり、そのためには、専修学校教育に携わる教職員の資質能力の向上により、教育体制を充実することが重要である。専修学校が産業界の要請を受けながら教育の変革を行う上で、産業界との交流や教職員同士の交流の在り方も含め、教員の指導力の向上や専修学校の事務機能の強化など、教職員の資質能力の向上を支える施策を検討することも考えられる。
- 専修学校のうち、生徒数 200 名以下の学校は全体の 65% を占めており、小規模の学校も多い。このため、学校単独による研修の実施はコスト負担が多大で、困難な場合が多く、また、各都道府県により実施規模等も異なるため、全国的に一定水準を保つことが極めて困難である。このような中、専修学校の教職員に対する研修は外部に依存するが多く、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団によるものや、業所管省庁が定める研修プログラム等²⁰のほかは、業界・職能団体²¹による研修プログラムや、一般企業向けの人材研修プログラムを個別に受講することが主たる方法となっている。このように、専修学校の教職員向けの研修体制は必ずしも体系的ではなく、量的にも十分とはいえない。
- また、職業実践専門課程についても、各認定学科において、個別企業等との連携のもとで教員研修が実施されているが、研修内容については、当該学科の専門分野に関する研修と比べ、指導法や学校運営に関する能力の向上に資する研修は、十分な状況ではない。また、学校運営等に関する研修については、大学が実施する研修もあるが、それらについては、殆どの場合、専門学校向けの内容は含まれていない。
- 実務も含めた専門分野の卓越性に係る研修を進めるとともに、専修学校に求められる教員の指導法に関する事項（カリキュラム・授業計画等の作成を含め、インストラクショナルデザイン等の理論や方法論に基づいた効果的な

²⁰ 例えば、厚生労働省が指定する養成施設の学科の中には、指定の教員養成プログラムを修了する必要があるものがあり（例：看護教員、リハビリテーション教員、柔道整復師教員等は 1 ヶ月から最大 2 年の養成期間がある）、教員としての専門知識を学んでいる。

²¹ 例えば、研修の実施主体としては、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会（新任研修、事務職員研修等）、全国専門学校青年懇話会（全国の専門学校若手経営者向けの人材育成研修）等がある。

指導技術の習得を目標とするもののか、考え方やリーダーシップ、忍耐力など、専修学校生に更なる向上が期待される非認知的な能力の育成に関する内容も含む）や学校運営・学級運営等に関わる事項など、教職員が共通的に理解し、対応すべきミニマムスタンダードと言える事項について、研修プログラムを開発し、評価基準にまで高めて全国各地域に普及することができれば、専修学校教育の質の保証・向上に大きく貢献すると考えられる。国において専修学校の教職員研修の組織やネットワーク作りを支援し、研修を企画・推進できる人材の養成や研修の定期的な開催、研修制度の構築を進め、このような共通課題への対応を通じて専修学校全体の底上げを進めていくことは、専修学校の独自性・魅力を引き出していく上で、重要な取組である。

- このような研修プログラムが重要であるのは、専修学校に多い実務者出身の教員の存在が挙げられる。実務者出身の教員にとって、教員に特に求められる指導法や学校運営・学級運営等に関する事項について、新任時から十分な経験とスキルを備えていることは一般的に容易なことではない。また、実務者としての過去の経験が教育活動の中心となっているような場合、「企業等における上下関係」と「教育現場における教員・学生関係」を混同したり、教育目標を設定する際の「知識として習得すべき目標」と「社会人基礎力等の態度目標」を混同したりといった問題が生じやすいとの指摘もある。研修プログラムを通して、実務者出身の教員が有する本来の職業実践的価値が効果的に發揮され、専修学校教育の質の向上とともに、専修学校の社会的認知の改善にも結びついていくことが期待される。

【魅力発信】

② 専修学校についての積極的な情報発信

- 専修学校教育の理解・認知度向上に向けては、情報発信の仕方が重要である。周知活動については、高校生・中学生や保護者、教員、社会人などターゲットを明確に意識して戦略的に考えることが必要である。
- 高校現場における進路指導においては、「学問の教育より職業技能の教育が一段低く見られ、大学（特に、選抜性の高い大学）に進学すること自体を評価する社会的風潮がある」²²ともいわれ、まず大学への進学を優先する指導が広がっているとの指摘がある。この点、職業教育に対する社会の意識にも変化をもたらすとともに、高校生の卒業後の進路選択においても、将来の生き方・働き方を見据えた選択が促される契機となること等を期待して、中央

²² 中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」（平成28年5月30日）9頁

教育審議会答申において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の方向性が打ち出された²³ところである。

- 今後、新たな高等教育機関も含めた多様な進路の選択肢の中において、これから時代の専修学校がどのような意義・役割を果たし、そのことをどのように高等学校や中学校の現場に伝えていくべきかについて、専修学校関係者自身による振り返りや、専修学校と地域の高等学校等との連携促進を通じて、具体的に検討を行い、関係者間で確認・共有することが必要である。それらの検討を踏まえて、高等学校等との相互理解を深めることを通じ、専修学校自身が、質保証・向上を図りながら、最新の情報を適切に公開・発信し、それを基に、各高等学校等においても、進路指導において、高校生・中学生に対して、必要な情報を集約し、しっかりと伝えていくことが望まれる。
- 専修学校が、地域の理解・評価を得ながら、地域における質の高い職業教育機関として教育活動を展開していくためには、地方創生の観点から、地域の教育機関とともに、地域の企業等の産業界や所轄庁である地域の行政機関との連携を進めていくことも重要である。その際には、職場体験の実践や出前授業も含め、高校生等自身が、進路先となる専修学校の実態について肌で感じることができるような機会の創出も含め検討し、専修学校が力を合わせてそのような取組を進め、取組実践事例を共有していくことも望まれる。これらの取組を通じながら、高等学校等の教員や生徒による専修学校についての正しい理解と認識の向上が図られることが期待される。
- 情報発信に当たっては、専修学校教育が社会・経済的に貢献している姿や、卒業生の活躍などを、データに基づき具体的に示していく必要があり、その成果を行政がわかりやすく社会に示していくことが必要である。都道府県や専修学校各種学校団体が牽引役となって情報をまとめ、地域ごとに推薦制度や奨学金制度なども参照できる手引書のようなものを作成できれば、有用である。さらに、各都道府県等において、高等学校・中学校の進路指導担当者向けの説明会を主催し、専修学校に関する情報を提供したり、企業等に対して周知・広報を進めることのほか、高等学校等における職業教育や進路指導全体の中で生かされる授業案や実施マニュアルなどを提示することも重要である。また、国においても、そのような各都道府県等における工夫を広く周知・共有化していくことも有益である。
- 社会人をターゲットとした情報発信については、上述のとおり、社会人一人一人の知識・経験が多様であることを踏まえ、どの専修学校において、何を学ぶことができ、どのようなスキルを身につけられるのか、どのような職域・キャリアパスに対応するのか、学び直しニーズの高い講座等が職業分野

²³ 中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」（平成28年5月30日）（第一部）

毎に仕事内容・就業実態等の説明とともに一覧性のある形で示され、検索もできるポータルサイト等があれば、学び直しを具体的に後押しできるものと考えられる。社会人の学び直し促進に向けて、ポータルサイト等の在り方について、利用者にとって便利で持続可能なものとなるようになることが必要である。

- なお、いまでもなく、専修学校や職業実践専門課程の理解・認知度向上のためには、その前提として、質を伴った教育実践が不可欠である。何を学ぶか（履修主義）ではなく、何ができるようになるか（修得主義）、学修成果は何かという視点に立って、各学校で教育内容を十分に評価していくことが大切である。その意味においても、各専修学校が職業教育の実践と検証・評価を進め、適切に発信していくことが大切であるとともに、行政は、そのような専修学校の質保証・向上に向けた施策を積極的に進めていくことが求められる。

③ 専修学校からの発信の在り方

- 高等学校等による専修学校の理解促進の手段として、専修学校による高等学校等への訪問も大きな位置を占める。特に高等専修学校においては積極的に対応しており、専修学校の教職員による訪問は、専修学校でどのような教育を行っているか、卒業生がどのように育てられているかといった情報を高等学校や中学校に伝える良い機会となっている。
- 他方、大学においても高等学校を訪問する時代になり、高等学校の教員も時間が無い中で、専修学校による個別訪問を思うように受け入れきれないという声も聞かれる。また、専修学校による広報形態が、関連団体等による広報や学校単位のものだけでなく、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通じて生徒や保護者に対して直接行うものが増えているとの指摘もある。
- 高等学校等の教員は、自分の学校の卒業生の進学先でどのような教育が行われているかに关心が高い。進学先としての専修学校は、教育内容や指導の状況、学修成果に関する事項（例えば、入賞実績、資格・検定実績、就職実績、卒業生実績）等の具体的な情報を、実データに即して高等学校等の教員に伝えることが重要である。こうした取組は、専修学校における情報公開促進の観点からも期待されている。
- 専修学校が自校の取組を広報する場合には、他の学校種との違いや特色を明らかにすることで、専修学校の良さが伝わることもある。あわせて、マスコミに広く取り上げられるよう、専修学校における取組実践の好事例を整理して公表することも大切である。高等学校・中学校関係者や企業関係者等、

専修学校からの情報発信の対象者として想定される者(各ステークホルダー)を意識した効果的かつ適切な発信が求められる。

- また、それぞれの専修学校が、地域の様々なプロジェクトに積極的に参画・貢献したり、職業実践専門課程の企業等連携の枠組を活用した取組を進めていくこと等それ自体が、地域や連携先企業等に対するその専修学校の評価を高める効果的な発信ともなっているとともに、それぞれの専修学校において優れた実践を行い、発信していくことは、専修学校全体の価値を高めていくことにもつながるものである。どのようにして専修学校全体の価値を見せていくのかということと、個別の学校の価値を社会とどのようにつなげていくのかということを整理しながら取組を進めていくことも必要である。

④ 専修学校への進学に関する自主的なルール作りの必要性

- 大学のアドミッション・オフィス入試（AO入試）については、国による入学者選抜実施要項の統一的なルールに基づいて実施されている。専修学校については、地域により、専修学校団体による自主ルールが定められているが、専修学校におけるAO入試の実情は必ずしも高等学校等の現場に伝わっていないことがある。そのような中、専門学校と生徒（保護者）がSNS等を介して直接つながってしまい、高等学校側でそのような状況を把握できないといった事態も発生しており、不透明であると指摘されている。また、高等学校進路指導主事が専門学校に期待することとして、「就職実績の公開」「中退者（率）情報の公開」及び「AO入試の実施時期の見直し」等が上位に位置している²⁴ことも、専門学校から高等学校への情報の提供が重要であることを示していると考えられる。さらに、高等学校において、キャリア教育・職業教育を3年間又は4年間というスケジュールの中で計画していくても、学校としての進路指導が本格化する最終学年の4月・5月の段階で、早期入学による学費割引等の特典を期待して、高校生がAO入試で早期に進路を決めてしまうことが少なからずある。結果的に生徒は専門学校への合格決定により、自分の高校生活は終結したとみなし、以後の学校生活への意欲が低下してしまう状況も見受けられるとの指摘もある。他方、専門学校側においては、入学前学習セミナーなどで、高校生に対し、必要とされる資質能力に関する講義・演習を実施しているケースもある。
- AO入試の運用について、高等学校等と専修学校の間で話し合いの場を設け、ガイドラインを作成すること等も重要であり、透明性を確保し、関係者間で統一的な見解を持つことが望ましいと考えられる。

²⁴ リクルート進学総研「高校の進路指導・キャリア教育に関する調査 2014」

⑤ 専修学校の理解促進のための高等学校等教員研修の充実等

- 高等学校等における進路指導に関し、専修学校の制度や教育に対する教員の理解が不足しているとの指摘がある。教育委員会が主催する専修学校への進路指導に関する研究協議会が設けられない地域が多い中、各自治体において、専修学校主管部局と高等学校等主管部局との連携等を強化し、教員研修等により専修学校への理解を深めてもらうことは重要である。他方、研修機会の不足もある一方、教育委員会で高等学校等教員向けの研修会を開催しても、出席教員数が増えていかないという状況も、改善の必要がある。この点、例えば、教職課程の中で、専修学校制度について学習する機会を設けたり、教員等を対象とした専修学校への理解を深めるための研修の機会を設けたりすることが有益と考えられる。

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

【積極的な質向上】

⑥ 職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実

(職業実践専門課程と質向上)

- 職業実践専門課程は、企業等との密接な連携のもとで、教育課程の編成や実習・演習の実施、教員研修の実施、学校関係者評価及び情報公開を実施することにより、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する制度である。
- 職業実践専門課程は、平成 26 年（2014 年）3 月 31 日に初回の大臣認定を行い、これまでで合計 4 回の認定を経て、902 校 2,773 学科が認定されている（平成 29 年（2017 年）2 月 24 日現在）。これは、全専門学校数の約 30% であり、認定要件である修業年限 2 年以上の全学科数を母数としてみれば、学科数で約 40% が認定されている²⁵。
- 職業実践専門課程は、産学連携等の取組実績に基づき認定する制度であり、認定後の取組状況については、学校関係者評価及び情報公開により、社会に示していく仕組みとなっている。特に、情報公開については、中退率も含めて、公開項目・様式が指定されており、認定を受けている専門課程については、認定を受けていないものに比べ、より進んだ情報公開が進められる枠組となっている。

²⁵ 職業実践専門課程の認定を受けていない学校については、小規模ゆえに対応できる人材が不足している場合のほか、余力はあるが様子見の学校、認定のメリットを見定めたいとする学校があると考えられる。今後、職業実践専門課程の認定による効果をより明確化していく観点からも、分野別の評価システムなどを構築して、教育成果が評価できるようにしていくことも望まれる。

- 他方、専修学校は全般的にみれば、学校評価の実施・公表状況は芳しくなく、また、情報公開等も必ずしも進んでおらず、専修学校の取組が外からは見えづらいとの指摘がある。専修学校については、社会が急速に変化する中で、どのように教育内容を充実し、その情報を適切に発信していくかということが課題となっており、情報公開等を促す支援も含め、学校評価・情報公開の充実に向けた取組は、専修学校の質保証・向上において、今後一層重要である。専修学校団体が自主的に詳細な指針²⁶等を作成し、職業実践専門課程の取組充実を図っているところであり、それらを踏まえて、個々の専修学校自身による自助としての質保証・向上の取組を進めることも急務である。このように、専修学校における質保証・向上の取組において、職業実践専門課程がその先導的役割を果たしていくことについて期待されるところである。

(職業実践専門課程の効果検証)

- 職業実践専門課程については、その実情と効果検証を踏まえて、教育の一層の充実を進めていくことが必要である。この点、職業実践専門課程は、これまでの取組を通じ、教育課程の組織的・定期的な見直しの実施や、企業等の外部組織との連携強化など、専修学校の学校運営・教育活動等の組織的な改善（P D C A サイクルの確立）につながっていることのほか、就職先となりうる業界において求められる能力に対する教職員の理解や指導力の向上につながったといった効果がみられる。また、地域、業界からの視線を認識しながら学校運営を行う意識が浸透したという声も聞かれるところであり、教育課程編成委員会を設置している学科ほど、就職先となる業界の動向・人材ニーズを踏まえたカリキュラム編成や、既存の授業内容・方法の改善に向けて取り組むところが多い²⁷。
- さらに、職業実践専門課程の認定学科の卒業生に着目してみると、非認定学科の卒業生と比べて、学校で学んだ分野と関係する職業に就いていると回答する者の割合や、現在の職場・仕事について、「成長できる仕事」「やりがいのある仕事」等と肯定的な評価をしている者の割合が比較的多い。効果検証においては、職業実践専門課程としてどのような人材が輩出できたかという観点が重要なとされるが、職業実践専門課程認定校の卒業生については、在学中において企業等と連携した実践的な教育の受講経験の豊かさが、自らの夢の実現につながっている姿が見られるところである²⁸。
- 他方、職業実践専門課程については、特に企業や高校現場への周知・認知度向上の課題が指摘されている。この点、文部科学省においては、職業実践専門課程の認定状況や広報用資料などをホームページに掲載するとともに、

²⁶ 全国専修学校各種学校総連合会「『職業実践専門課程』に係る手引書」（平成 27 年 3 月）

²⁷ 文部科学省平成 27 年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」

²⁸ 文部科学省平成 28 年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」

実態調査等によりこれまで明らかになった効果等を企業・高等学校・専門学校の対象別に整理した周知資料、さらには、分野毎の取組をまとめた事例集の発行なども進めているが、職業実践専門課程の対象範囲等の基本的な内容や学ぶ側にとってのメリットの可視化も含め、一層の効果的・効率的な周知方策を検討する必要がある。周知・発信は、取組状況や認定を受けることによる質向上の効果等についてアップデートしながら行う必要があり、そのためにも、実態調査を継続的・定期的に実施することが重要である。また、その際には、卒業生調査や、例えば実習については、専門教育としての効果を検証することにも資するようなきめ細やかな調査を継続することが必要である。

- また、高校現場が職業実践専門課程について知る機会としては、専門学校的教職員からの説明や案内資料を通じた場合が最も多いところであり、専門学校自身による発信を進めることの意義が大変大きい。また、一般に、高校現場が高校生への進学相談・指導にあたり専門学校に期待する情報は、専門学校における就職実績や資格・検定の取得実績であるが、実績値の算出根拠が不明確、最新の情報に更新されていない等の指摘もみられる²⁹。
- このことも含め、職業実践専門課程については、認定後にいかに取組・改善を充実させていくかということが課題となっていると言える。

(職業実践専門課程の今後の在り方)

- 職業実践専門課程については、産学連携の組織的な取組及び透明性の確保を主な特徴としているが、その特徴は、実践的な職業教育に最適化した高等教育機関の制度化においても同じ方向性が志向されるなど、「先導的試行」³⁰としての役割を果たしてきた。このような職業実践専門課程の取組は、専門学校の強みを引き出し、専門学校の社会的評価の一層の向上につながるものであり、将来的には、全ての専門学校において共通して実践されるべき取組として位置づけていく必要があると言える。
- 他方、現状においては、前述の通り、職業実践専門課程として認定されている課程は、対象とする修業年限2年以上の課程のうちの約4割であり、大多数において認定されているものではない。このような状況や、職業実践専門課程は、専門学校の社会的評価の一層の向上に向けて、取組内容・質の充実を更に図っていく必要があること等を踏まえると、職業実践専門課程は、現時点においては、その認定要件について、全ての専門学校が充足しておくべき最低共通条件として位置づけるよりも、専門学校のより優れた取組を推

²⁹ 文部科学省平成28年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」

³⁰ 専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議「『職業実践専門課程』の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～」(報告) (平成25年7月12日) 参照

奨していく観点から捉えることが適切である。即ち、職業実践専門課程は、教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組として位置づけていくことが適切であり、そのような観点から、取組充実の一層の具体化に向けて、認定要件等の見直しを図っていくことが必要である。

- 職業実践専門課程の取組内容・質の充実に向けた見直しを進めていくことについて、短期的課題及び中期的課題を整理すると、以下のとおりである。

〔短期的課題〕

情報公開は、職業実践専門課程の質保証・向上において、肝となる取組であり、すみやかに対応すべき課題として位置づけられる。職業実践専門課程制度の信頼性を一層高めていくこと、及び専門学校による情報公開内容が十分ではないという高校現場等による指摘を踏まえると、情報公開すべき内容については、項目内容・記載方法の統一や最新情報への定期的な更新も含め、情報公開としてより効果・意味をもつような方法について検討を行い、実施する必要があるとともに、認定要件としてのみならず、認定後の情報公開についても、その根拠規定を告示に位置づけることが適当である。

このことにより、専門学校及び職業実践専門課程に対する社会的評価の向上・確立にもつながることが期待される。

〔中期的課題〕

職業実践専門課程の質保証・向上に向けて、特に企業等連携による取組内容の実質化を図っていくことが重要である。その際には、例えば、職業実践専門課程の特色の一つである、企業等の連携による教育課程編成委員会等について、企業等との連携による教育課程の編成結果及びその実施状況について、学校関係者評価の評価対象に含めること等により、学校自身による教育の質の点検・評価と改善に関する主体的な取組（内部質保証）がより有効に機能する方策を探る必要がある。

また、職業実践専門課程の質保証・向上の観点からは、認定後の取組充実の状況を確認し、促進する枠組として、第三者評価の導入を進めていくことが必要となると考えられる。その際の第三者評価は、学校における内部質保証を前提にしたものとともに、学修成果をより意識した、専修学校の特色・強みを生かした、実効性のある第三者評価システムを構築していくことが望まれる。

(3) 学びのセーフティネットの保障について (学習環境)

<特色化・魅力化支援（プロジェクトA）>

【修学支援】

① 修学困難な専門学校生に対する経済的支援の在り方検討

経済的に修学困難な専門学校生に対する経済的支援について、実証研究事業の着実な実施・検証を進め、具体的な方策につなげていくことが必要。

② 個に応じた多様な学びの機会の保障

専修学校は、一条校と相まって個に応じた多様な学習機会を提供している中で、学ぶ学生・生徒の目線に立ち、専修学校における多様な学び・教育の実現に向けて課題があるものについては、今後とも課題の解決に向けて対応していくことが必要。

③ インクルーシブ教育システムの実現

柔軟に教育課程を編成できる専修学校の強みも生かしながら、高等専修学校等における特別な配慮が必要な学生・生徒の多様な学びの促進と必要な支援を進めていくことが必要。

【基盤整備】

④ 専修学校の教育基盤整備支援

専修学校施設の耐震化対応等の教育基盤整備について、必要な支援の実現を進めていくことが必要。

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

【地域の人づくり】

⑤ 高等課程の機能強化

特別な配慮を必要とする生徒等の特性を踏まえた支援体制・教育手法の開発・実証を進めるなど、多様な学びの場としての高等課程の教育機能強化の在り方について、検討を進めることが必要。

＜特色化・魅力化支援（プロジェクトA）＞

【修学支援】

① 修学困難な専門学校生に対する経済的支援の在り方検討

- 高等専修学校で学ぶ生徒のうち、生活保護世帯の割合は全体の約25%を占め、経済的に厳しい世帯の生徒が多く在学している実態があるが、教育に係る経済的負担の軽減については、高等学校等就学支援金などにより、高等学校と同様の支援が一定程度実現している。すなわち、授業料の支援として高等学校等就学支援金や、低所得世帯に対する授業料以外の支援としての高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）が支給されているほか、平成25年度より、私立高等専修学校における授業料減免に対する道府県の補助について、特別交付税措置が講じられている。
- 各都道府県は実情に応じて支援を行っており、例えば、経済状況が厳しい世帯の高等専修学校生が多い大阪府においては、独自の補助制度により手厚い支援を行っている（年収590万円未満世帯が、授業料実質無償³¹⁾）。各都道府県における取組事例について共有され、国による高等学校等修学支援金等に加え、各都道府県の支援策が一体となり、低所得世帯等の生徒の負担が軽減されることが重要である。
- 専門学校においても、経済状況が厳しい世帯の学生は多い。経済的事情から、専門学校への進学が決まった後に就職に転じる生徒も多く存在する。このような中、専門学校生に対する経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金が大きな割合を占める一方、大学の場合と異なり、授業料等減免に係る国の支援事業は基本的に存在しない。そこで、公的支援の前提として学校がまず授業料等減免を行う大学のケースを参考にしつつ、経済的に修学困難な専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、国による事業「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」により、都道府県等を委託先として検証等が進められているところであり、本事業を踏まえ、また、給付型奨学金制度の動向も踏まえながら、具体的な方策を見いだしていくことが必要である。
- 専門学校へ進学し、知識・技術を身につけ、自分の力で生きる社会人になろうとする希望を持つ者が、進学を断念することの無いよう、また、各地域産業の振興及び地域経済の発展に寄与する人材として巣立っていくことがで

³¹ 授業料58万円以下の学校の場合、国の高等学校等就学支援金と併せて大阪府私立高等学校等授業料支援補助金を交付することにより、年収約590万円未満世帯の授業料負担は実質無償。授業料58万円以上の学校の場合、58万円を超える部分が学校負担となるため、保護者の授業料負担は実質無償。

きるよう、経済的に修学困難な専門学校生に対して経済的支援を行うことが必要である。現在の実証研究事業は、情報公開など、透明性の確保等の質向上に向けた取組と関連付けながら進められているところであるが、事業の成果を踏まえ、経済的に修学困難な専門学校生に対する経済的支援を継続・拡大できるようなフレームワークを策定することが望まれる。

【基盤整備】

② 専修学校等の教育基盤整備支援

- 専修学校は社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う教育機関であり、その教育基盤の整備を推進することは重要な課題である。このため、国においてはこれまでも、私立専修学校の施設・設備の整備に対して補助金を交付することにより、支援を行ってきたところであり、都道府県によっては、支援を行っているところもある。また、特に学校施設は、学生・生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなる。専修学校施設の耐震化対応等の教育基盤整備に向けて、必要な支援の実現を進めていくことが必要である。
- なお、平成28年熊本地震に関しては、平成28年度第二次補正予算においていち早く対応し、被災した専修学校等施設設備の復旧や、震災により経済的理由から修学が困難となった学生・生徒の修学機会を確保するため、都道府県が行う授業料等の減免支援が行われたことは、高く評価できる。自然災害等の緊急事態発生時においては、今後とも必要な対応が適切に講じられることが求められる。

③ 個に応じた多様な学びの機会の保障について

- 専修学校は、学校教育法において、一条校とは異なる柔軟な制度的特性のもとで、特色ある教育を展開し、多様な学びを可能とする教育を実現してきた。これにより、一条校では柔軟で迅速な対応が難しい、様々なニーズに応じた教育の提供が可能となり、一条校における教育と相まって個に応じた多様な学習機会を保障するとともに、多様な職業の選択肢を提供してきたところである。今後、より一層そのようなニーズは拡大していくと考えられるものであり、上記のとおり、経済的理由により修学困難な専門学校生に対する支援も含めて、学ぶ学生・生徒の目線に立って、専修学校における多様な学び・教育の実現に向けた課題の解決に向けて、今後とも対応していく必要がある。例えば、高等専修学校に通う生徒の安全・安心な教育環境を確保するため、安全教育や安全管理の充実・徹底を図るとともに、学校管理下における不慮の事故を救済するまでの制度的課題についても、関係者による解決に向けた取組の充実に期待したい。また、都道府県による運営費補助等により

専修学校の基盤的経費の支援が行われているが、支援額や補助対象科目等は都道府県により異なっているという課題も指摘されており、専修学校における学生・生徒の学びの機会の保障という観点から各都道府県が必要な支援を進めていくことが大切である。

④ インクルーシブ教育システムの実現

- 特別支援教育に関しては、平成 19 年（2007 年）に「特別支援教育」が本格実施されたのち、平成 23 年（2011 年）の障害者基本法の改正、平成 25 年（2013 年）の障害者差別解消法の制定等、教育を含め、障害者の権利の確保のための法整備等が行われてきた。また、我が国では 3 年後に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、特にパラリンピックの開催を契機として、共生社会の実現が目指されている。
- 障害種別のうち、特に発達障害に関しては、発達障害者支援法において、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、発達障害児への適切な教育的支援の実施等に関する規定が設けられている。高等専修学校においては、前述³²のとおり発達障害のある生徒及びその可能性のある生徒が全体の一定数を占めており、高等専修学校は、職業教育を実践する高等専修学校の特色も生かしながら、各学校において、特別支援教育の実践を行っている。高等専修学校については、高等学校等と異なり、学習指導要領の適用が義務ではないため、柔軟に教育課程を編成できるという特色があり、高等専修学校における特別支援教育の実践や卒業後の進路実現の実践を広く共有していくことは、インクルーシブ教育システムの理念の実現に向けて、意義が大きい。また、専門学校における発達障害のある学生の実態についての公的な統計資料はないが、障害者差別解消法等で示されるように、専門学校においても、不当な差別的取扱いは禁止されるとともに、合理的配慮を適切に講じていくことも求められている。
- 発達障害に限らず、障害のある子供たちが、社会に出るまでにどのような生き方を身に付けて社会生活を営むことができるのか等といった点は、専修学校においても大切な部分であり、学校施設のバリアフリー化も含め、専修学校における取組促進に向けて必要な支援を進めていく必要がある。

³² 脚注 7

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

【地域の人づくり】

⑤ 高等専修学校の機能強化

- 高等専修学校は、高等学校等に馴染めないような様々な事情を抱えた生徒に対しても学びの場を提供する高等学校段階の教育機関として、特色ある教育活動を展開している。特に、高等学校とは異なり、必ずしも学習指導要領に準拠した教育を行う必要がないことから、生徒の興味・関心や将来の進路希望等に応じ、選択幅の広い柔軟なカリキュラム編成が可能となっており、また、職業教育等を通じて生徒の社会的・職業的自立につなげ、地域の職業人材の輩出に貢献している。
- そのような高等専修学校の役割は引き続き重要であり、高等専修学校においては、後期中等教育段階から高等教育や就業への継続性のある教育カリキュラムや、特別に配慮が必要な生徒等の特性を踏まえた支援体制・教育手法の開発・実証を進めるなど、多様な学びの場としての高等専修学校の教育機能強化の在り方について、検討を進めることが必要である。

これからの専修学校教育のあり方検討会議
審議経過

○第1回（平成28年5月13日）

- 専修学校教育の振興策に関する主な論点項目（例）について

○第2回（平成28年6月13日）

- 専修学校教育の振興策に関する主な論点項目（例）について

○第3回（平成28年6月27日）

- 専修学校教育の振興策に関する主な論点項目（例）について

○第4回（平成28年8月22日）

- 審議経過報告（案）について

○第5回（平成28年9月29日）

- 有識者ヒアリング

『専修学校の「これまで」と「これから」について』

学校法人文化学園 大沼淳理事長

○第6回（平成28年10月17日）

- 有識者ヒアリング

『専修学校教育の質保証と第三者評価について』

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 川口昭彦顧問

○第7回（平成28年11月21日）

- 専修学校ヒアリング

福岡県専修学校の概要説明

（一般社団法人福岡県専修学校各種学校協会）ほか

○第8回（平成28年12月19日）

- 職業実践専門課程の今後の在り方等について

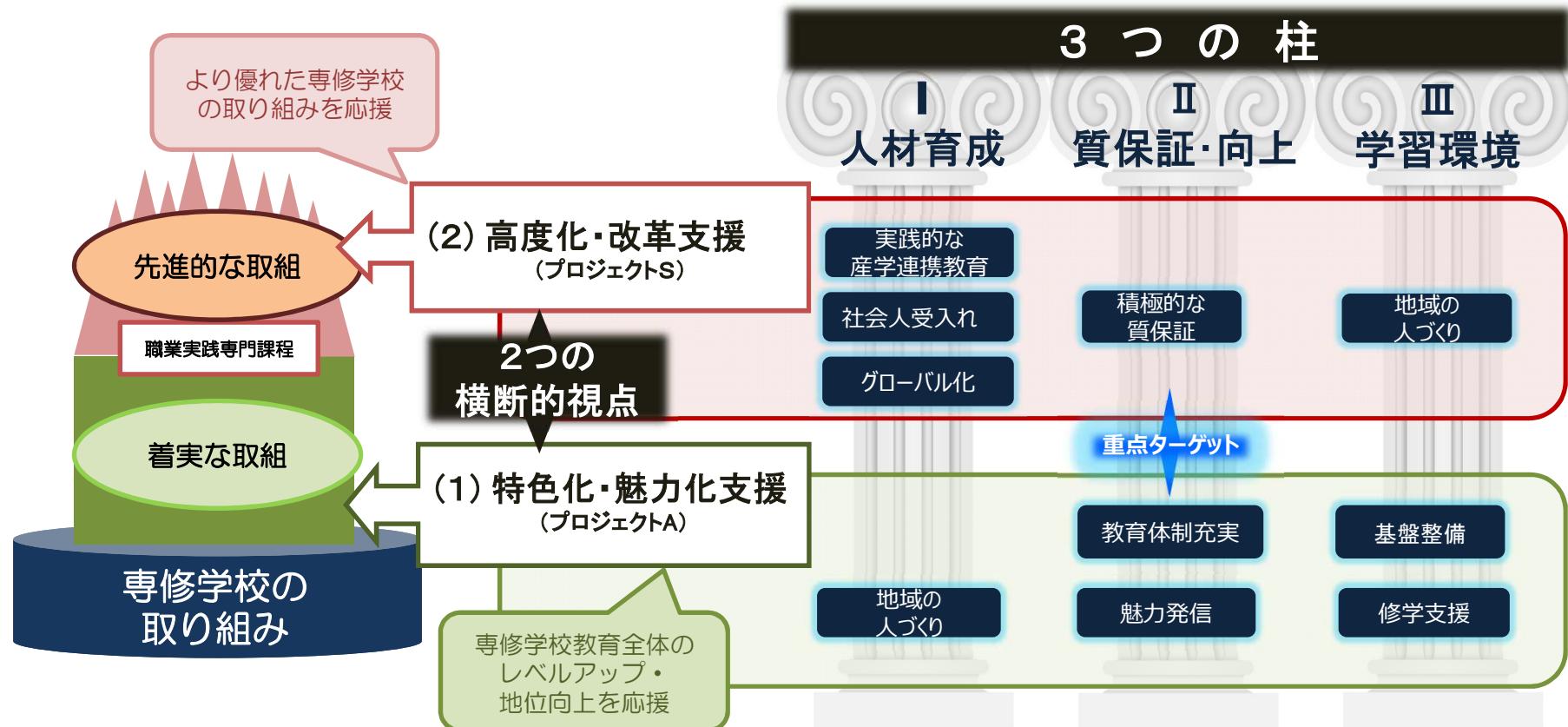
○第9回（平成29年1月30日）

- 最終報告の方向性について（案）

○第10回（平成29年3月14日）

- 『これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告案）』について

専修学校教育振興策の骨太方針のイメージ



これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告案）

これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（平成29年3月）

≪ポイント≫

検討会議について

【開催趣旨】

専修学校は昭和50年7月に制度化され40年を経過。社会のニーズに即応した職業人材養成を行う専門学校教育について、今後の振興策の総合的な検討を行う。

【開催状況】

有識者13名により構成（座長：黒田壽二 金沢工業大学学園長・総長）。

平成28年5月以降、計10回開催。

基本的方向性【専修学校教育振興策の骨太方針】

専修学校に求められる役割・機能

産業構造・就業構造等の変化の中で、我が国の産業を担い、実践的に活躍し、牽引していく専門職業人の養成が必要。

課題 専門職業人養成に重要な役割を担う「職業教育」に対する社会の認識不足

役割・機能①

「実践的な職業教育に最適化した高等教育機関」の制度化により、我が国産業全体の生産性と競争力を高めるとともに、「専修学校」は、職業能力の育成等に特化した実学の学校として、引き続き多様な産業分野において、地域産業を担い実践的に活躍する専門職業人の養成を進めていくことが重要。

課題 専修学校の制度的自由度の高さと質保証の両立

役割・機能②

学修成果（ラーニングアウトカムズ）がより問われる状況にある。専修学校は、職業に直結する教育を行う学校として、その実績を今後とも着実に積み重ね、質保証・向上に向けた不断の取組を進めていくことが重要。

課題 多様な学びの機会の保障

役割・機能③

専修学校は、多様な学習ニーズに応え、多様な職業の選択肢を提供する教育機関として、学びのセーフティネットとしての役割が引き続き重要。

専修学校教育の振興の必要性

専修学校は、学校教育法上の教育機関であり、職業実践的な教育を通じ、人間性の涵養のための教育を実践。時代に先駆ける存在として、専修学校制度の特質を維持しつつ、多様性に富んだ教育の一層の向上支援が求められる。

振興の3つの柱と2つの横断的視点

<3つの柱>

専修学校振興策を、3本柱のもとに整理する。

- I 「人材養成」（専修学校教育の人材養成機能の向上）
- II 「質保証・向上」（専修学校教育の質保証・向上）
- III 「学習環境」（学びのセーフティネットの保障）

<2つの横断的視点>

振興策は、上記の3本柱を基軸としつつ、社会から期待される役割を適切に果たしながら改善・向上に取り組む学校を応援する方向性を基本とする。このため、以下の2つの横断的視点を意識する。

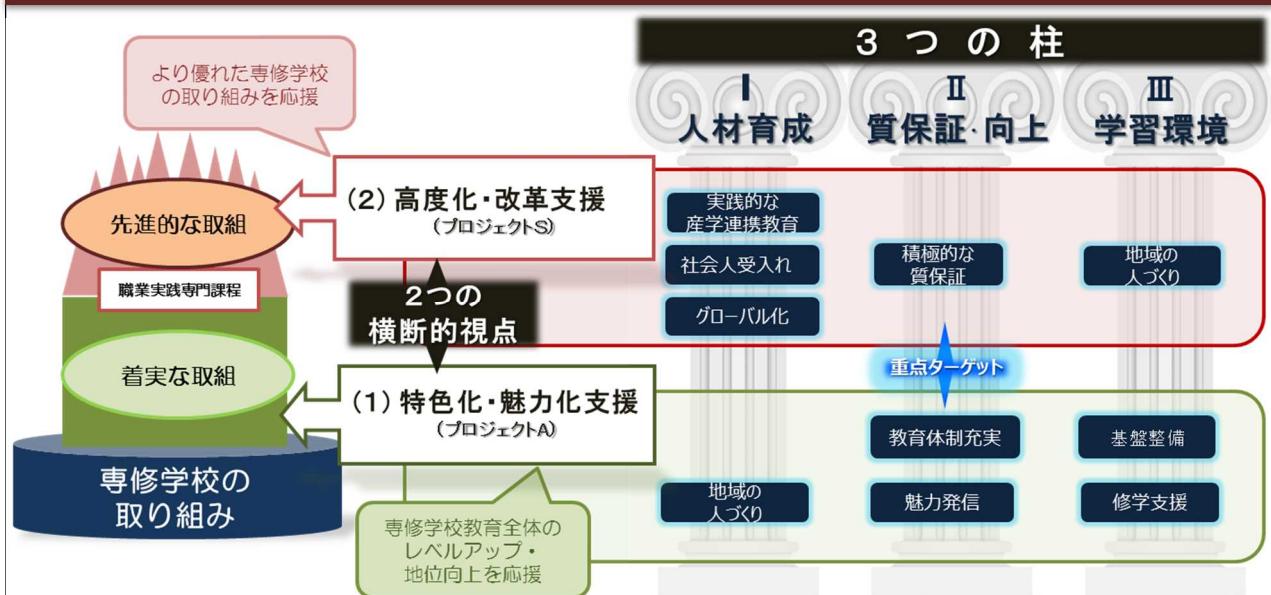
- (1) 「特色化・魅力化支援」（専修学校全体のレベルアップ・地位向上を応援）
- (2) 「高度化・改革支援」（より優れた専修学校の取組を応援）

重点ターゲット

3つの柱及び2つの横断的視点のもとで位置付けられる具体的な施策については、重点ターゲットを明確にし、それらと関連づけながら展開する。

- ①地域の人づくり
- ②実践的な产学連携教育
- ③社会人受入れ
- ④グローバル化
- ⑤積極的な質向上
- ⑥魅力発信
- ⑦教育体制充実
- ⑧修学支援
- ⑨基盤整備

専修学校教育振興策の骨太方針のイメージ



具体的の施策

(1) 人材養成について

<特色化・魅力化支援（プロジェクトA）>

【地域の人づくり】

① 組織的・自立的な教育活動展開のための産学官連携の体制づくり

専修学校において、産業界・社会が求める有為な人材を養成する機能の向上・強化のため、**産学官による組織的・自立的かつ持続可能な連携体制づくり**に向けた支援が必要。

② 他の教育機関や社会との接続の円滑化

地域における**産学官の組織的・自立的な連携等**を通じて、地域の職業教育機関としての専修学校の役割を適切に果たしていくことが重要。

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

【実践的な産学連携教育】

③ 産学連携による教育手法の確立

専修学校と企業等が連携しつつ**学習と実践を組み合わせて行う教育手法の確立**に向けたガイドラインの作成を、多様な分野の特色を踏まえて進めることが必要。

【社会人受入れ】

④ 社会人の学び直し促進の具体的展開

専門学校による短期プログラムの実践は、社会人の学び直し機関としての役割が大きい。学び直し機会の創出に向けた支援とともに、**専門学校による社会人等向け短期プログラムを文部科学大臣が認定する制度の創設**が重要。

⑤ 社会人の学び直しのための企業等による支援

雇用環境、企業に対する奨励金等、社会人の学び直し促進に向けた企業支援の広がりも求められる。また、**専門実践教育訓練給付金が専門学校において一層活用される**よう更なる検討が必要。

【グローバル化】

⑥ 総合的な留学生施策

グローバル化に対応した人材養成のため、現地の日本語教育機関等と連携しながら、専門学校における**留学生受入れに関する質的・量的充実**に向けた方策を打ち出すことが必要。なお、卒業後、日本国内の企業等で一定期間就労し実践することの教育的意義について、今後検討を深めていくことが有益。

⑦ 職業教育の国際通用性の確保

専修学校における**学修成果の明確化**等の取組の推進を通じ、日本の職業教育の国際通用性を確保していくことが必要。

(2) 質保証・向上について

<特色化・魅力化支援（プロジェクトA）>

【教育体制充実】

① 教職員の資質能力向上の推進

専修学校の質的底上げを図ることは重要な課題であり、その際に、専修学校の教職員の指導力向上等に向けた研修を企画・推進できる人材の養成等を通じ、**研修体制の整備**を支援することが必要。

【魅力発信】

② 専修学校についての積極的な情報発信

高等学校や地域の企業・行政機関等との連携を進めながら、高校生や社会人等に対し、専修学校の意義・役割を積極的に発信していくことが必要。また、専修学校の理解度・認知度の向上のためには、**質を伴った教育実践が不可欠**。

③ 専修学校からの発信のあり方

対象者（各ステークホルダー）を意識した効果的かつ適切な発信が必要。

④ 専修学校への進学に関する自主的なルール作りの必要性

AO入試による早期の進路決定も含めた**進路指導等のあり方**につき、高等学校等と専修学校の話し合いの場が持たれ、ガイドライン作成等がなされることが望ましい。

⑤ 専修学校の理解促進のための高等学校等教員研修の充実等

各都道府県等で実施する教員向けの**研修**等を通じ、専修学校への理解を深めることが必要。

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

【積極的な質向上】

⑥ 職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実

学校評価・情報公開の充実は、専修学校の質保証・向上における取組として、今後一層重要であり、**職業実践専門課程は、教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組として位置づける**ことが必要。

そのため、情報公開の内容・方法等をより効果的なものとするとともに、その一環として、**認定後の情報公開の根拠規定を告示に位置づける**ことが必要。あわせて、今後、取組内容の実質化を図っていくことが必要であり、教育課程編成委員会の効果的な運用の在り方や**実効的な第三者評価の導入等**について検討が必要。

(3) 学習環境について

<特色化・魅力化支援（プロジェクトA）>

【修学支援】

① 修学困難な専門学校生に対する経済的支援の在り方検討

経済的に修学困難な専門学校生に対する経済的支援について、実証研究事業の着実な実施・検証を進め、具体的な方策につなげていくことが必要。

② 個に応じた多様な学びの機会の保障

専修学校は、一条校と相まって個に応じた多様な学習機会を提供している中で、**学ぶ学生・生徒の目線に立ち、専修学校における多様な学び・教育の実現**に向けて課題があるものについては、今後とも課題の解決に向けて対応していくことが必要。

③ インクルーシブ教育システムの実現

柔軟に教育課程を編成できる専修学校の強みも生かしながら、高等専修学校等における**特別な配慮が必要な学生・生徒の多様な学びの促進**と必要な支援を進めていくことが必要。

【基盤整備】

④ 専修学校の教育基盤整備支援

専修学校施設の耐震化対応等の**教育基盤整備**について、必要な支援の実現を進めていくことが必要。

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

【地域の人づくり】

⑤ 高等課程の機能強化

特別な配慮を必要とする生徒等の特性を踏まえた支援体制・教育手法の開発・実証を進めるなど、**多様な学びの場としての高等課程の教育機能強化**の在り方について、検討を進めることが必要。